

平成25年度 第6回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成25年12月12日(木)
午後1時30分～午後3時40分
- 2 場所 流山市役所 第2庁舎3階302会議室
- 3 出席委員
小島会長、石塚委員、鈴木(れ)委員、鎌田委員、鈴木(孝)委員、中委員
大野委員、大津委員、寺田委員、櫻井委員、鈴木(五)委員、田村委員、上平委員、
米澤委員、杉田委員、栗飯原委員、小泉委員
- 4 欠席委員
中村委員
- 5 事務局
染谷健康福祉部長、村越健康福祉部次長兼社会福祉課長、
河原健康福祉部次長兼健康増進課長、今野高齢者生きがい推進課長、
早川介護支援課長、増田障害者支援課長、古林障害者支援課課長補佐、
小西障害者支援課課長補佐、根本障害者支援課係長、宮本社会福祉課課長補佐、
豊島社会福祉課健康福祉政策室長、小島社会福祉課主査
- 6 傍聴者
1名
- 7 議題
 - (1) 会長及び会長職務代理者の選出について
 - (2) 流山市福祉手当の支給の見直し(案)について(諮問)
 - (3) その他
- 8 配布資料
 - (1) 流山市福祉手当の支給の見直し(案)について
 - (2) 流山市福祉手当制度の概要
 - (3) 福祉手当支給状況表
 - (4) 流山市福祉手当について～現金給付からサービス給付への転換～
 - (5) 近隣市の福祉手当支給状況
 - (6) 流山市福祉手当の支給に関する条例改正スケジュール(案)

- (7) 福祉手当の見直しと将来必要となる福祉サービスの充実に向け、市が取り組む具体的な施策について（案）
- (8) 流山市附属機関に関する条例
- (9) 流山市福祉施策審議会委員名簿

9 議事録（概要）

（議長）

それでは事務局から、お手元の資料により諮問に関する説明をお願いします。

（事務局）

それでは、流山市福祉手当の支給の見直し（案）について、説明させていただきます。

（福祉手当の支給の見直し（案）の説明）

（議長）

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。

（鈴木（五）委員）

2つお聞きしますが、1つ目は、この福祉手当は生活保護受給者は該当していますか。

（事務局）

該当します。

（鈴木（五）委員）

生活保護受給者が、この手当を受給した場合生活保護費は減りますか。

（事務局）

減ります。

（鈴木（五）委員）

2点目は、当日配布資料2の①これはグループ・ケアホームの整備となっておりますが、これは高齢者も入っているのですか。

（事務局）

障害者のみです。

（鈴木（五）委員）

流山に40年住んでいるが、流山市内に26か所もあるとは初耳なのですが、流山にあるグループホームは市内に1か所で他市のグループホームを利用しているだけで、生活共同介護も流山市内は3か所で、後は他市のものを利用しているだけで、市内に26か所と表現してあるのは、紛らわしいのではないのでしょうか。

(事務局)

他市のグループホームを利用させていただいており、流山市民が利用している施設が26か所あります。

(櫻井委員)

今説明していただいた具体的施策ですが、ショートステイを使うとお金もかかりますので、ショートステイを充実していただきたいと思いますが、施設入所される方もいらっしゃると思いますが、障害者の施設が少ないので、入れない場合もあります。そうするとショートステイを利用せざるを得ないので充実してもらいたい。

(議長)

障害児も障害者も両方ですね。

(櫻井委員)

障害児も障害者も両方です。

(上平委員)

諮問の1番で言っていることは現金給付はやめた方がよいということだと思いますが、現金給付からサービス給付に変えて行くとはっきり書いた方がよいと思うのです。3番目で半額にするを書いてありますが、サービス給付にするのであれば、半額給付もなくなるわけですから、諮問の1番と3番の内容について不明確、ぼやけていると思いますが、事務局はどう考えていますか。

(事務局)

現金給付すべて廃止とは考えていません。あくまでも見直しとして審議会の皆さまのご意見を伺いたいと考えています。審議会の中で廃止となればそれは尊重させていただきます。全て廃止するとの考えはもっておりません。

(上平委員)

では、どの部分を廃止し、どの部分を継続するか、示して欲しい。

(事務局)

副案はもっておりますが、これを出すと委員への誘導となりますので、皆さまの活発なご意見をいただきましたと考えております。

(上平委員)

その中身について、委員で意見を出し合ってもらいたいということで分かりました。

(鈴木 (れ) 委員)

流山市内に障害者の入所施設はないのですか。グループホームのお話がありましたが、それでは重度や最重度の方は介護者がいないということで、入所できません。法律で小規模入所の認可が下りそうだとということで、まほろばが手を挙げているのですが、親の高齢化、利用者も50代と高齢化しており、普通の老人ホームでは対応できないと思います。流山市内にも単独型の入所施設はあるのですが、すごく込み合って予約が取れない状況にあります。今みどり園に短期入所ができましたが、高齢者の親たちが送り迎えが大変になっています。そう言った部分を見直していただきたいと考えております。親が安心できるよう入所施設が欲しいのですが。

(事務局)

重度・最重度の方が地域の中で生活できる仕組み作りという部分で、現在ある制度の中で、グループホームの提案をさせていただきました。今国会で附帯決議として小規模入所施設という書き方で示されていますが、具体的な方針は国から示されておりません。示されれば市として前向きに対応させていただきます。資料2の⑨一番最後に説明させていただきました、重度心身障害者入所施設に流山からも入所させていただきます。短期入所ですがみどり園が遠いということで櫻井委員からお話がありましたが、考えてまいります。

(事務局)

追加で、⑨番心身障害者施設整備について説明させていただきます。整備予算として流山市が2300万円予算計上しております。

(事務局)

整備費として今年度予算で約2300万円、完成して入所者が決まると、そこで公費負担が発生してまいります。約4000万円の予算になると思います。開始した後、流山市が利用に対する費用として毎年度、予算計上してまいります。

(事務局)

資料の2ですが、①から⑨まで、平成26年度予算措置するのか、どのような動向傾向にあるのか。数値的根拠が書いてないので、この施策を取って行けば何年後にはどのくらい増えていくのだとか、数値資料をお示しできればと考えています。

(鈴木 (れ) 委員)

柏市に施設が出来て入所者が決まりますが、流山市内で何名入所できるか決まっていない訳で、入所できない方も出ます。線引きが判らないのですが。

(杉田委員)

柏市にできる施設ですが、私の住んでいる団地で、重度の子供を持つ親御さんで10年以上もその設立に携わってきた方がいますが、入れるのか、入れないのか不安だとおっしゃっています。

(鈴木(れ)委員)

私の聞いた話では、法人が書類審査し、さらに面接して決まる話を聞いたのですが、そのような話があって躊躇している方がいるのですが、書類で優先順位を決めていくのではないかと考えているばかりで、まだ申し込むか結論が出ていない。

(事務局)

入所の募集の件ですが、現在募集中で入所者の決定に関しましては、市にはその決定権はありません。あくまでも、法人に決定権がございますので、面接を十分に行って入所者を決定してもらいます。流山市からできるだけ多く入っていただきたいと考えておりますが、施設にお任せする部分となるものです。

(上平委員)

個別のお話がありましたが、諮問の関係で福祉の全体像を見て行かなければならないと思いますので、最初に市から送っていただいた資料を拝見しておりまして、資料5番を見ると各市ばらばら、なぜばらばらになっているのか、内容を比較検討する必要があると思いますが、できれば資料2支給対象区分の表がございます、身体障害、知的障害、精神障害とありますが、具体的内容について、資料5の支給する障害に程度がありますが、各市はどこで補助しているのか、一覧できる表を作ってもらわないとこれを見ても解りにくいので、わかりやすい表を作って欲しい。

資料3をみると、流山市福祉手当支給状況表 ざっくりトータル対象者が11,057人金額が約2億2,239万円、一人当たり年20,113円、月額1,676円この数字をどうするかと言うことになるとと思いますが、単純にいうと月1,676円をどうするか、果たしてこれでよいのか、もっと考えなければならないことがあるかないか、単純に割った数字では議論ができないのではないか。あるモデルを使って資料を作っていた方がよいのではないか。たとえばAさんと言う方がこれだけの家計で、補助をいくらもらってというモデルを見ないと議論できないのではないか。モデルをつくれるかどうか、それから補助も国、市がある。あるいは県もあるのではないか、補助の構成も示していただかなければ議論はできないのではないか。

(事務局)

資料3の人数ですが、述べ人数になっております。年3回支給しておりまして、述べの人数ですので、平成24年度実人数3,683人で金額はこのとおりです。次回は、いくつかのシミュレーションをした資料をお示ししたい。たとえば、障害等級を

1級・2級所得制限等のいくつかのシミュレーションをした資料をお示しいたします。

(上平委員)

障害についての簡単な、レファレンスをしていただければ、ありがたいのですが、既存の資料でも良いのですが。

(中委員)

只今、事務局からいろいろな数字を出してもらえるとのことでありがたいのですが、今回諮問された3点出ております。その3点で1点目の給付からサービスへの転換なのですが、このような数字が出ているので、なんでこのような転換をして行くという根拠を示していただきたいのと支給対象も現状このような支給対象としていますが、数値が出ていますのでこのように変更した方がよいのではないかと3番の半額減額にしても現状は、介護保険と合わせたようになりますという資料をだしていただくと、議論しやすいのですが、これだと理解できない。そのような資料を出していただけるとありがたいです。

(栗飯原委員)

3点ほどございますが、1点目は、3番の資料を見ても半額ということだけで金額を減らすあるいは、無くすという方向を目指したいとしか思えない。その辺が本音ですか。

(事務局)

中委員のアドバイスをいただきましたが、はじめに福祉手当を削減や廃止が目的ではありません。より充実したサービスを受けていただくシステムにするにはどうしたらよいのか、先程から申しあげているように、9つの施策やサービス体系を構築して行くには、これだけの費用がかかりますというところが、この資料から読み取れないのかと反省しているところです。そのような資料を次回お示ししたいと思います。決して削減が目的ではないのですより有効な財源の使い方はどうすればよいのかよりニーズにあったサービスを提供するにはどうすれば良いか皆さんで話合ってください。もし福祉手当をこのまま支給すべきだとの結論であればそれはそれで良いと考えております。

(栗飯原委員)

2点目は、当日配布資料の⑥番目成年後見人の件ですが、私とここにいる米澤さんは後見人でして、5件が市長申し立てとなっておりますが、60件位あると聞いていますが、後は親族申し立てになるかと思いますが、私の住むマンションのAさんは、倒れて3日後に見つかったことがありました。その方は親族がいらっしやらなかったの管理人が電話確認していたところ、何度電話しても電話に出ないので行っ

てみたら倒れていた。その件で市長に相談したところ申し立てていただいたから良いのですが、マンションの持ち主の方がおっしゃるには、後見人は月1回事務的にきているだけで、何の意味もないのでどうしたらいいのですかと相談されたが、その辺のところどの程度市に伝わってきて対応しているのかお聞きしたい。

(鈴木(五)委員)

関連して、配布資料2の⑥・⑦ですが、成年後見人制度との話をこの福祉手当と並列して議論するのであれば、流山市では、何年度から成年後見人センターを1か所作ってこうするとか、成年後見人センターがあって後見人を指導監督するセンターがあった方が良く思っております。

後見人の不祥事件が起きることもあり、センターがあって後見人を監督するところが流山市に無くてはならないと考えますし、センターに行けば財産のある人は弁護士とか、場合によっては、福祉士や保健師等複数で担当する場合もあります、そのためには、何年度までにセンターを作って成年後見をやりますという方向性をはっきり打ち出して欲しいのです。ここに書いてある一般相談事業所のうち1か所を基幹型相談支援事業所とありますが、これは障害者の相談センターで成年後見人をやると読めるのですが、次回までに流山市は成年後見人制度をどのように展開していこうとしているのか、年度を入れた見通しを示してもらいたい。

(栗飯原委員)

今、さいたま市がモデルケースとして、後見人と市がネットワークを作っています。それは、既に体制が出来上がっていますので、今すぐに流山で出来るとは思っておりませんが、包括支援センターに行ってみたら包括支援センターでは答えてもらえなかった。

(鈴木(五)委員)

今のお話は社会福祉士とか司法書士とか専門の後見人ですが、流山市として市民後見人を養成する予定があるのか無いのか、それを含めて成年後見人センターをどうするのか、全体的見通しを示して福祉手当の減額と裏表になると思います。その見通しを示していただきたい。

(事務局)

成年後見について質問がありましたが、配布資料2成年後見人が5件で障害者にかかわったものです。

介護関係・高齢者の部分は含めておりません。マンションで1人倒れていたと言う部分で、後見人は月1回訪問して対応するというのは、普通の対応です。

今考えている相談支援事業所では、障害者全員にケアプランを付ける専門員がケアプランを付けます。ここに記載している基幹型相談事業所というのは、後見人センタ

一ではありません。後見人制度を相談できる身近な窓口として位置付けております。

先程お話のあったマンションで倒れられていた方は、相談支援員・相談支援事業所の職員等複数の者が成年後見人だけでなく見守ができる仕組みが出来て行けば、ご本人も安心できると思います。

センターの部分ですが、市として結論は出ていませんが、市民後見人については市民活動の一つとして補助を出して、後見人を養成する講習会を年1回行っておりますので、研修を受けていただいて、後見人となっていただく。市が補助を出して講座を開いておりますが、その方がどこに所属してどこで活動されるか縛りをかけていないのが現状です。

市民後見人を監督する方法として、所属される法人に監督していただく方法もあれば、裁判所に申し立て監督を付けますという方法もありますので、今後の検討課題になります。市民後見人は後見人の一つとして、より身近なものとして期待されている部分もありますので、その辺の仕組みづくりは今後の検討課題としたい。

後見人センターを何年度までとは、すぐにお答えできないのですが、今地域の中にある団体もありますので、そういう資源をうまく活用して、市民後見人の監督もできる仕組みを作ればと考えております。

私たちが考える基幹型相談支援事業所は、後見について相談できるスキルを身につけている事業所を増やしたい。それとは別に高齢者の関係で包括センターがございます。そこは、当然相談に乗れる窓口でありまして一つでも相談できる窓口が増えればと考えています。

(鎌田委員)

福祉手当は昭和53年からあって35年経過しておりますので、社会の流れに乗って、今の時期に見直しをするということは必要と考えます。介護保険制度や、障害者総合支援法というのが出来ました。現金給付を見直すということは、必要なことと思います。

今日初めて説明があったのでお聞きしますが、当日配布資料の3ページの9番重度心身障害者の入所施設のことなのですが、今年度2300万円の予算を計上されていて、今後毎年4,000万円の予算が計上されるということですか、今まで無かったところに毎年4,000万円の財政負担が生まれるということと、市の人は何人入れるのか見通しを付けていると思いますので、入所を期待している方も安心できると思いますのでお聞きしたいのですが、あと先程から成年後見人のことがいっぱい出ていますが、後見人は、市民でも法律の専門家でも、どういう立場だから違うというものはなくて、成年後見人になれば、財産すべて管理となるので、成年後見人が増えればよいという安易な要請は考えた方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

施設についてご説明いたします。今年度は建設費の補助として、東葛6市で2億円その内流山市の負担が約2,300万円先程約4,000万円と説明しましたが、流山市民が入所しますと給付費が発生いたします。それが、約4,000万円で、これは10名を見込んでおります。ただこれは、国・県が4分の3、市の独自の支出は、4分の1の1,000万円になります。

(鈴木(五)委員)

定員は何人ですか。

(事務局)

70名です。短期入所は10名です。

(事務局)

市民後見人のお話がありましたので説明させていただきます。NPO法人の東葛市民の会がありまして、そこに2年続けて成年後見人の研修をお願いいたしておりますが、市民後見人というものは、障害者や高齢者の権利を代行してするもので大変責任が重いもので、今、現状で申し上げますとNPO法人の市民後見人の会が裁判所で後見監督人が付いてしまう状況があるみたいです。後見人としてのスキルが上がってきて法人として障害者や高齢者に対して後見活動が出来るようになってくれば、よいのですが、なかなか第三者の弁護士、司法書士、社会福祉士ではまかないきれないところがあって、身近な市民後見人のスキルが上がって後見活動ができればと考えています。

(鈴木(五)委員)

流山市に後見人センターを作って後見人の監督を行う気がなく市民後見人を作ってNPOに任せる、市民後見人を安易に考えているのでは、私は大反対です。後見センターをシステムとして考えて監督することなしに、何日間の研修で市民後見人にするなどそんな安易な考え方はないですよ、大反対です。

(事務局)

後見人制度につきまして、介護を含めて、平成27年度から新たな計画がスタートします。全国一律で第6期介護計画がスタートします。障害者計画も同時にスタートします。その計画に十分盛り込んでいきます。これから1年皆さまのご意見でより現実的なプランを考えていきます

(議長)

福祉手当の見直しについてご意見をお願いします。

(栗飯原委員)

3点目ですが、これは現状を教えていただければ結構ですが、私の住む自治会に関わりをもって、見守り活動をしています。見守りに係る資料を市にお願いをしても資料は出せないとのことで、足で歩いて独居世帯や高齢者世帯を探して、外から確認する簡単な見守りを行っています。しかし見落としがあるといけないので、資料を出していただけないのでしょうか。

(事務局)

今のご質問は、地元自治会や社会福祉協議会の見守り活動で見守られるべき人のリストのことだと思いますが、それでよろしいでしょうか。リストの配布には、プライバシー保護の問題があり、今はご本人の同意があった方の通常時のリストを出しておりますが、通常時は同意があった方しか出せません。自治会の皆さまから普段わからないのに災害時はどうするのかと、皆さまからたくさんのご意見をいただいております。流山市では12月議会で一般質問を受けてお答えいたしました。中野区では条例を作り通常時から見守りリストを渡しております。それがどうして可能となったかと言うと、流山市はもし見守りが必要な方は手を挙げてくださいます。中野区はアンケートであなたの情報は自治会等にお知らせします。もし不同意なら連絡くださいとし、ほとんど連絡が無かったそうで、その資料を活動に配布しているそうです。市も平成26年度上半期までに議会に上程して、皆さまにより効率的な見守り活動を平常時から実施していただきたいと事務局で考えていますので、もう少しお待ちください。

(栗飯原委員)

自治会のそばにあるひだクリニックさんが相談に乗ってくれるので、助かっています。私自身は、老人クラブとタイアップし後見人についての勉強会をしています。30人位の方が積極的に参加していただいております。

(事務局)

私たちに注目と御支援をお願いします。

(議長)

本日の議案の福祉手当に話を戻していただければと思います。

(上平委員)

1つは、手当を出す立場で話をしているのですが、手当をもらっている人の立場になって、手当をもらった時、無くなった時のメリット・デメリットの評価も必要かと考えます。もらっている人はどのように使っているかまで見て、もらう人は、サービスか現物かまで見ないといけないのではないかと。

もう一つは、サービスの利用者が、利用したいサービスを勝手に言えるか、いろんな条件が付いてくるのかきちんと整理されたら良いのではないかと。

(事務局)

障害をお持ちの方の目から見たこの見直しに対する考え方ですね。先程スケジュールをお渡ししましたが、12月から3月にかけてこちらから、お話を伺いにまいりまして皆さまのご意見を十分伺いたいと考えております。

(寺田委員)

現物給付からサービスの提供に変換する場合、現物給付の金額の問題ですが、現状どおりで、さらにサービスを充実できれば良いのですが、予算の関係で出来ないと思います。これを実現したらこれだけ予算が掛かるのか、予算が足りないのか、これだけのサービスがあるのなら福祉手当を廃止するとか、減額するとか、減額してもサービスの提供で、出来るのではないかと。たとえば、グループホームがいくつできるのか、具体的に示していただければ、解りやすいと思います。

(田村委員)

諮問書の中では、福祉手当の意味が制度発足時から年数の経過で薄れてきたと断定していますが、イメージとしては解りますが、具体的にこうこうなったので、薄れていると具体的に示していただけると解りやすいと思います。

たとえば、以前はこの福祉手当が生活費の中で大きな位置を占めていたが、今は福祉サービスが充実してきたし、所得も伸びてきたので、意味が薄れてきたと具体的に示して欲しい。

9つの重点施策をお考えですが、福祉手当に2億2千万円かかっているが、たとえばグループホームに使ったらどのくらいの需要を充たせるのか、2億2千万円を別の事業にあてたら充実できるのかをシミュレーションして欲しい。

また、資料5で他市との比較という資料がありますが、福祉手当だけ比較しても意味がないのではないかと。他市で福祉施策にお金を使っているのか、全体の予算の中何%投資しているか、全体がないと福祉手当比較しても意味がないのでそういう資料を提出してもらいたい。

資料2の中で福祉手当支給額が表になっていますが、所得制限が22万円と42万円と計数を掛けているものがありますが、これが何を意味しているか分からないのですが。

(事務局)

そのような準備をいたします。

(事務局)

国の福祉手当がございまして、その福祉手当には、所得の制限があると説明しました。国の所得制限は所得額で示されていますが、これを住民税額に置き換えると22万円とか42万円になるのですが、国は所得金額で示しておりますので、多少違いはあります。係数は、昔の資料が廃棄されていて、解りませんが、この計算によりますと、所得が少し上がるごとに、減額されることとなります。

(議長)

ご意見ありがとうございました。それでは、意見等も出つくしたようですので、本日諮問を受けました福祉手当の支給の見直し(案)の答申につきましては、事務局からの説明にもあったように来年3月を目途に検討を進めていきたいと思っております。

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

それでは、会議の運営及び議事について説明します。

当日配布資料3をご覧ください。附属機関に関する条例第5条に「附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる」、「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」、「会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる」と規定されておりますので、よろしくお願い致します。

次に、流山市市民参加条例に基づき、審議会の会議は公開となっております。また、審議会の委員を選任したときは、委員の氏名、任期及び選任の区分を公表しなければなりません。当日配布資料4の委員名簿をホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。

また、会議の議事録の公開につきましては、要点をまとめまして会長及び会長職務代理者に承認を得てから、ホームページに掲載したいと考えております。なお、発言者のお名前ですが、苗字のみの表記で考えておりますので、よろしくお願い致します。

なお、鈴木委員が3名いらっしゃいますので、下の名前一文字を使用いたします。

(議長)

ただいま、事務局から会議の運営及び議事について、説明がありましたが、皆様のご意見をいただきたいと思います。

(上平委員)

次回はいつですか。

(事務局)

1月中を予定していますが、後日御連絡したいと思います。

(上平委員)

今決めてもらえますか。

(事務局)

今週中に決めてご連絡します。

(事務局)

委員の皆さんは、福祉施設をご覧になったことがありますか。つばさ学園をぜひご覧いただきたい。新しい方には、施設を見て議論をしていただきたい。

施設見学については事務局にて調整を図りたいと思います。

(議長)

他にないようでしたら、本日の議事は、以上を持ちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。